

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 福島県議定会定例会を招集する件 四九
- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 四九
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 四〇
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があつた件 四〇
- 道路の区域を変更する件 四〇
- 一般競争入札を行う件 四三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 四三
- 福島県警察本部
○ 落札者を決定した件 四四

告 示

福島県告示第四百九十九号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議
 会定例会を令和六年九月十七日福島市に招集する。
 令和六年九月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （総 務 課）

福島県告示第五百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規
 模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に
 規定する添付書類を令和六年九月三日から令和七年一月三日まで福島県商工労働部産業

振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
 及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年九月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）薬王堂本宮仁井田店 福島県本宮市仁井田字富士内十番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名
 称及び住所並びに代表者の氏名
 1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社薬王堂
 代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
 住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社薬王堂
 代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
 住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 令和七年四月二十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千百九十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 四十五台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 八台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 八十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 三・七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前八時
 閉店時刻 午後十時
 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前七時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

七 届出年月日

令和六年八月二十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年九月三日から令和七年一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー須賀川店 福島県須賀川市古河十二番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称)サンデー須賀川店

福島県須賀川市古河七番地ほか

(変更後) サンデー須賀川店

福島県須賀川市古河十二番地ほか

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社サンデー

代表取締役 宮下 直行

(変更後) 株式会社サンデー

代表取締役 川村 暢朗

三 変更した年月日

1 平成二十五年九月二十四日

2 平成二十五年三月二十二日

四 届出年月日

令和六年八月二十六日

五 届出をした者

株式会社サンデー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二二号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和六年八月七日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下、「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和六年九月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在 伊達郡桑折町字下釜 地番 地目 面積(平方メートル)

同 郡同 町大字伊達崎字岩ノ町 三番一 田 三、〇二四

同 郡同 町大字伊達崎字岩ノ町 七番一 田 九九一

同 郡同 町大字上郡字坂下 八番二 田 五一八

同 郡同 町大字上郡字松木内 四三番二 田 一、一四四

同 郡同 町大字上郡字松木内 四六番二 畑 七〇九

二 当該申請に係る農地の利用の現況

水稻の栽培及び桃の栽培で利用

三 当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻の栽培及び桃の栽培で利用

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

1 始期 令和七年四月一日

2 存続期間 五年

3 借賃に相当する補償金の額 一、二一三、七二〇円

五 その他参考となるべき事項

(記載なし)

(農村振興課)

福島県告示第五百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで令和六年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|------------|-------------------|-----------------|---------------|
| 県道高萩 | 東白川郡塙町大字那倉 | 変更前 A | 五・一 | 一、九〇八・〇 |

公告

(道路計画課)

| | | |
|---|-------------|------|
| 増線 | | |
| 字矢塚一五六番地先か ら 同郡同町大字片貝 字滝ノ入八二番一 地先 まで | | |
| 変更後 | | |
| B | A | 二五・五 |
| 三二・八 | 二五・五 六・六 | |
| | 一、九〇八・〇 | |
| | 一、八二〇・〇 | |

公告第164号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年9月3日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量4,100,800kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年1月1日午前0時から同年12月31日午後12時まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和4年1月1日以降に12か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年9月30日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和6年9月3日(火)から同月30日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月16日及び23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年9月10日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和6年10月16日(水)午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎3階 西326会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年10月15日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)並びに環境価値に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Government Office Building: Planned annual power consumption: 4,100,800 kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 16 October 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 15 October 2024
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

母畑地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 塩田 金次郎

就任した役員

役別 氏名

理事 首藤 剛太郎

住所

石川郡石川町大字形見字道橋二九番地の一

住所

石川郡石川町字松木下一〇二番地

福島県警察本部

(農村計画課)

福島県警察本部公告第88号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける外部系ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月3日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
外部系ネットワークシステム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額
118,661,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年6月11日

（会 計 課）